

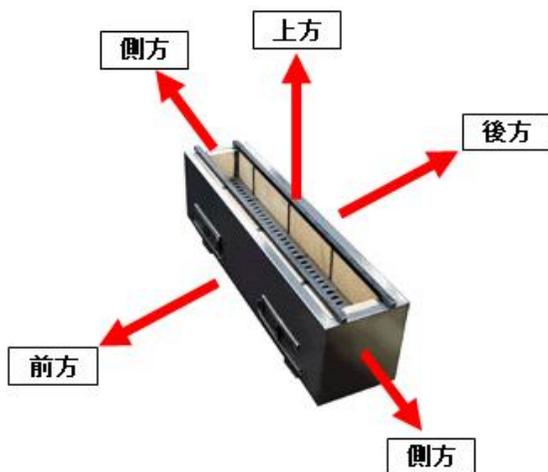
固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離等について、五所川原地区消防事務組合火災予防条例の一部が改正されました。
(施行日:令和6年(2024年)1月1日)

【改正の概要】

これまで、炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備に係る火災予防上安全な離隔距離については、最大3mを確保しなければならぬ基準が設けられていましたが、総務省消防庁による検証の結果、「対象火気省令」に新たに炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離が定められたため、当組合の火災予防条例においても同様に改正いたしました。

※使用形態上容易に移動が可能な七輪、バーベキューコンロ等は「設備」ではなく「器具」として規制します。

【離隔距離の方向のイメージ】



【改正後の固体燃料を用いた厨房設備に係る離隔距離】

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		離隔距離(cm)									
		入力	上方	側方	前方	後方	備考				
炉～温風暖房機 略											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	注	15	15		注
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とする	炭火焼き器	—	100	50	50	50		【追加】改正後の離隔距離
		不燃	木炭を燃料とする	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの			—	250	200	300	200	改正前の離隔距離		
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの			—	150	100	200	100			
	使用温度が300℃未満のもの			—	100	50	100	50			
ボイラー～電気温水器 略											

【問い合わせ先】

消防本部 予防課 TEL:0173-35-2020